

臨床研修医マッチング

県や大学に十分に確認することなく、県や大学が地域枠離脱を妥当と評価していない研修希望者を採用決定した臨床研修病院に対して、臨床研修部会でヒアリングを行った上で、規定に則り医師臨床研修費補助金の減額等を行う

令和元年度より実施

専攻医採用

(厚生労働大臣から日本専門医機構への意見及び要請 (H30/10/16) より抜粋)
地域枠医師が、各都道府県内の専門研修プログラムに優先的に採用され、他の都道府県の基幹病院による採用を制限される等の仕組みを整えること。

(第2回医道審議会医師分科会医師専門研修部会資料 (R1/9/11) より抜粋)
今後、都道府県の同意を得ずに専門研修を開始した者については、原則、日本専門医機構の専門医の認定を行わないこととしてはどうか。認定する場合も、都道府県の上承を得ることを必須としてはどうか。

【厚生労働大臣から日本専門医機構への意見・要請】

今後、都道府県の同意を得ずに地域枠を離脱し、専門研修を開始した者については、原則、日本専門医機構の専門医の認定を行わないこと。認定する場合も、都道府県の上承を得ること。

採用プロセス及び研修開始後において、専攻医が都道府県の同意を得ずに地域枠から離脱をしていないことを都道府県に確認すること。

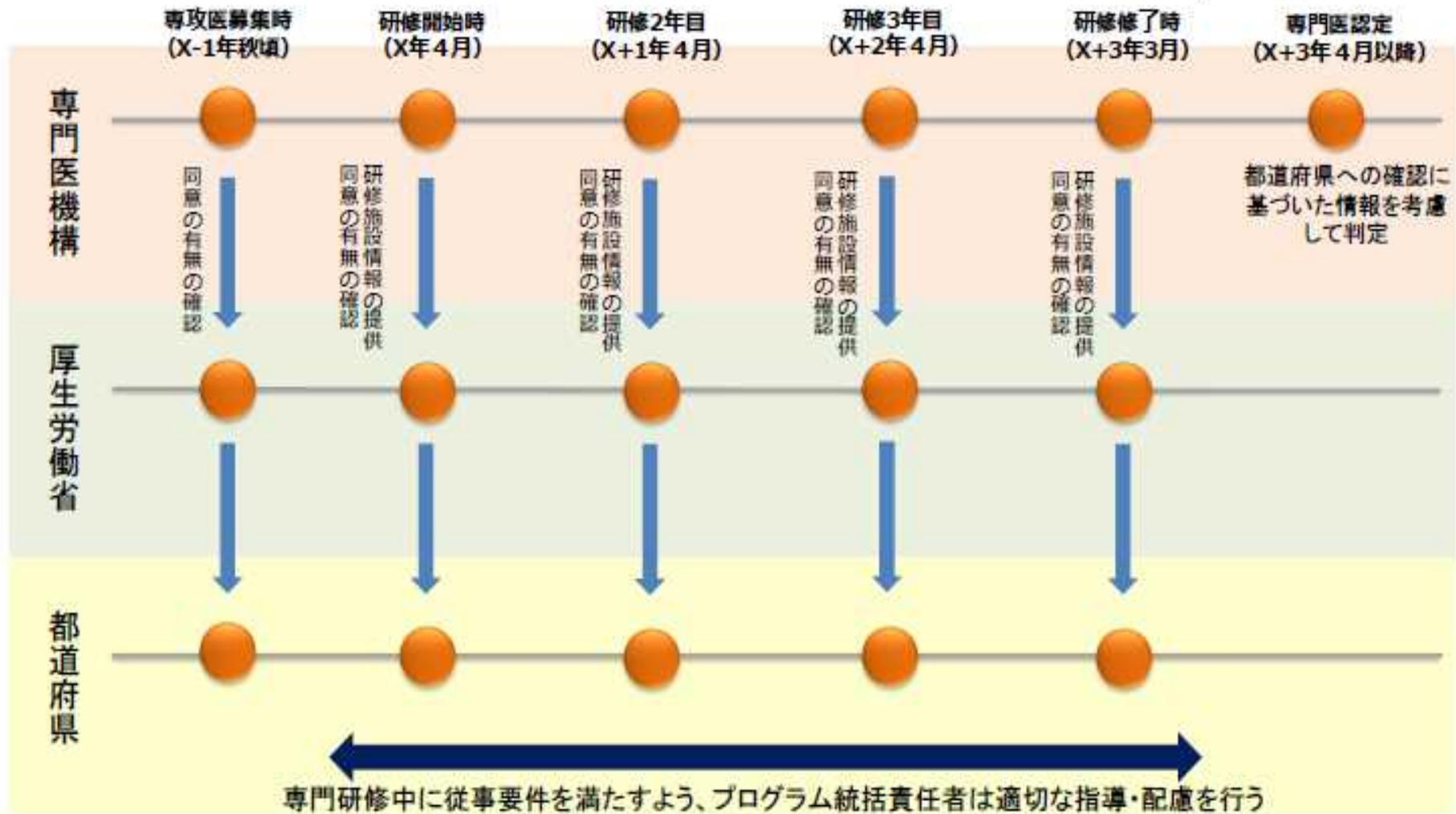
研修開始後に都道府県の同意を得ていないことが判明した場合は、専門研修中に従事要件を満たした研修を行うよう、プログラム統括責任者が指導し、ローテーションにおいても変更することを含め配慮するよう努めること。

(出典) 医道審議会医師分科会医師専門研修部会資料(2020.9.17)

令和2年度応募(令和3年度開始)の専攻医から不同意離脱者の有無の照会を開始
当該照会への回答にあたり、他県が厚生労働省に確認したところ、不同意・同意の基準や判断は各都道府県によると回答。

従事要件の確認のイメージ(案)

令和2年度 第2回
医師専門研修部会 資料3
令和2年7月17日



(出典) 医道審議会医師分科会医師専門研修部会資料(2020.9.17)

現時点で詳細は示されていないが、専門医認定時に都道府県の上承がないと専門医が認定されない。

不同意離脱者に関する国への回答にあたっての課題と県顧問弁護士の見解

1 不同意離脱者の有無に係る国（機構）への回答に係る課題

個人情報保護の観点からは、県から国（機構）に対する不同意離脱者の有無に係る回答は、単なる事実の情報提供であるので、提供する情報の内容や不利益が生じる可能性について本人に説明し、同意を得れば回答すること自体は可能。

ただし、当該回答により不同意離脱者に不利益が生じた場合、「不同意離脱」であるかどうかの判断については県が行うため、「不同意離脱した場合には専門医の認定がなされない」ことに対し、本人から事前に了承を得ていたとしても、県が行った判断については責任を負うことになり、訴訟のリスクがある。

さらに、既に地域枠制度で入学している者については、後からの本人の不利益となる制度変更となるため、「不同意離脱した場合には専門医の認定がなされない」ことに対し、本人から了承を得ていたとしても、当該回答により不利益が生じたことから提訴された場合、敗訴となる可能性が高い。

2 不同意離脱者の専門医認定に係る都道府県の上承に係る課題

現状、「専門医の認定（医師の技術・知識を審査し認定すること）」と「地域枠の離脱」（修学資金を貸与された都道府県での勤務義務を果たさないこと）に関係性が認められず、法や専門医制度整備指針等に、地域枠の不同意離脱者について専門医の認定をしないことの根拠や基準がなければ、県は専門医の認定を上承するかどうかの判断はできないため、回答すべきではない。

仮に「了承しない」旨の回答をした場合、県が「了承しない」根拠がないので、提訴された場合、敗訴となる可能性が高い。

3 その他の課題

専門医を取得できなくても、制度上は医師としての業務は続けられるとはいえ、実態として、専門医を取得していないと医師としての業務が困難になるのであれば、憲法第22条第1項の職業選択の自由に抵触しないとは言い切れない。

少なくとも制度全体として、法整備が必要

地域枠離脱に関する対応について（国の見解）

都道府県は地域枠入学の契約時に、離脱を認める事由（退学・死亡・その他の猶予期間を設定しても当該地域で就業することが特に困難であると考えられる事由等）を明示すること。離脱する際には、都道府県・大学・本人・保護者もしくは法定代理人の同意が必要である旨を明示することが望ましい。

（医療従事者の需給に関する検討会第35回医師需給分科会資料(2020.8.31)抜粋）

【離脱事由の例】

離脱事由の例	備考
家族の介護	～ の事由がやむを得ないと判断される場合について、従事要件の変更により離脱を回避することが望ましいと考えられる。 （対応案）義務年限に猶予期間を設定する等の従事要件の変更をし、再契約する。
体調不良	
結婚	
他の都道府県での就労希望	
留年	
国家試験不合格	
退学	
死亡	
国家試験不合格後に医師になることをあきらめる場合	

文科省から各大学に対し、令和4年度の臨時定員（地域枠）の増員にあたって、地域枠の定義に、「志願時に、都道府県と本人と保護者もしくは法定代理人が従事要件・離脱要件に書面同意している」ことを要件とする通知を発出。

（令和3年3月2日付け2高医教第41号「令和4年度の地域枠等の定義について」）

他県の状況

【不同意離脱照会に対する回答】

(R3.2.24本県調査：回答36府県)

回答内容	回答数	備考
不同意離脱者がいる旨回答した。	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不同意離脱者として回答したが、本人の過去の行為に遡及して適用され、不利益を生じさせないよう、<u>専門研修制度上は不同意離脱者としての取扱いをしないよう依頼</u>している。 ・ 医師修学資金を返還し、かつ大学の同意が無いまま離脱した者を対象とし、<u>あらかじめ専門医として認めないことを警告した者</u>を回答した。
機構からの専攻医リストに不同意離脱者がいなかったため、不同意離脱者はいないと回答した。	2 2	
不同意離脱者の定義が不明確であったことや、奨学金の貸与契約の解除には同意していることなどから、不同意離脱者はいない旨回答した。	8	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>「離脱当時、その理由を妥当で無いと判断した事実は変わり無いものの、県が離脱及び修学資金の返還手続きを行った時点で、外形的には離脱に同意したことになるため、該当なし」との回答【本県ほか4県】</u>
その他	4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不同意離脱の<u>可能性がある旨回答</u>。（3月下旬に地域医療対策協議会を開催し、同意基準を策定し、併せて、該当者について不同意とすべきが議論を行う予定であり、その結果を厚労省へ回答する予定。） ・ 同意離脱としていた者が<u>当初の離脱理由と異なると判断されるプログラムに登録したため保留</u>と回答。 ・ 国からのリストに<u>地域枠医師がどの都道府県のプログラムにエントリーしたのか、どの専門研修基幹施設なのか等の情報がない</u>ため、不同意離脱者の判断はできない。

他県の状況

【不同意離脱の定義：「整備済み」と回答のあった10県】（本県は検討中のため回答に含めず）

離脱事由	同意	不同意	場合によっては同意	検討中	場合によっては同意に係る 事実認定方法
家族の介護	4	1	4	1	<ul style="list-style-type: none"> ・介護において本人が果たす役割の度合い、義務勤務との両立が客観的に困難と考えられるか等 ・本人、家族への聞き取りなどを想定 ・本人や主治医等の意見聴取の実施
本人の体調不良	4		5	1	<ul style="list-style-type: none"> ・本人や主治医等の意見聴取、診断書の提出
結婚	4	3	2	1	<ul style="list-style-type: none"> ・本人や配偶者の意見聴取の実施
他の都道府県での就労希望	4	4	1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・本人や医局教授、雇用主等の意見聴取の実施（基本的に不同意だが研鑽のため等の理由で将来県内での就労が行われることが確約できれば同意）
留年	6	2	1	1	
国家試験不合格	6		3	1	
退学	10				
死亡	10				
国家試験不合格後に医師になることをあきらめる場合	9			1	

【各都道府県の傾向】

- ・ ほぼ全ての都道府県で、医師にならなかった場合及び医師になった後に医師業務ができない場合（死亡、体調不良）を除き、原則的に不同意としている。また、同意するか否かは、個別具体的に判断するとの回答もあった。
- ・ なお、_____で同意とした4県は、修学資金の返還手続きを終えた者は全て不同意離脱者に該当しないものと整理していることによる。
- ・ また、アンケートで「定義を検討中」と回答の26府県でも、概ね上記と同様の考え方で検討中とのこと。

他県の状況

【不同意離脱者に係る専門医認定の了承の確認】

回答内容	回答数	備考
回答する	17	
回答しない	3	
その他	16	<ul style="list-style-type: none"> ・法律や専門医制度整備指針等において、<u>同意・不同意の定義や都道府県が判断するための規定が無い</u>ため、<u>回答は困難</u>。【本県】 ・了承の可否にあたって、<u>今後、どのような根拠や基準を示されるかで判断</u>する。 ・不同意離脱者については、<u>原則として専門医認定を了承しない方向</u>で検討中。 ・<u>厚生労働省及び日本専門医機構の方針に沿って対応</u>する予定。 ・<u>専門医の認定は機構の判断で行うべきものであり、県が了承する筋合いのものではない</u>。

【その他の制度に係る意見等】（複数回答）

回答内容	回答数
医師としての業務を著しく制限する制度であることなどから、法律による制度設計が必要	14
不同意離脱・同意離脱について、統一した定義・基準が必要	24
不同意離脱者に係る専門医認定の了承について、どのような場合に了承するのか、統一した基準が必要	21
その他（専門医の認定については、機構（あるいは国）が責任を持って判断すべき）	4

【その他の意見】

国からの令和2年度の専門研修に係る意見照会において、地域枠の離脱防止にあたって従事要件に関する法的根拠の整理等、都道府県が画一的な対応を図れるよう整備をしてほしい旨の意見をした。

既に貸与開始している地域枠医師（修学生含む）に対し、新たな制約を課すことに法律上の課題がないことを確認し、明示すること。 専門研修システム登録後（研修中、修了後）に離脱した場合の取扱いを明示することを国・機構に要望している。

専門医取得の制限は離脱防止策としては効果的な方法であるが、同意・不同意、専門医認定の了承の基準等は統一的であるべきで、各都道府県に委ねるべきでない。 厚生労働省が弁護士を含む第三者委員会を立ち上げて検討するよう都道府県全体で要望すべき。

本県の対応（案）

本県の当面の対応としては、今後の地域枠入学者に対し、本制度の周知を図る必要があることから、令和4年度地域枠入学者の募集要項に、「不同意離脱となった場合は、専門医の認定がなされないこと」、以下の離脱事由のうち医師になれないことが明らかな「国家試験不合格、退学、死亡等（～）」については同意離脱となるが、それ以外は原則不同意離脱となる」旨を記載することとしてはどうか。

離脱事由	地域医療医師修学資金貸与 条例上の猶予制度の有無	不同意・同意の判断
家族の介護	有 (知事が必要と認めた期間)	原則不同意
体調不良		
結婚		
他の都道府県での就労希望		
留年	—	留年のみを理由に離脱することは想定していない
国家試験不合格	—	同意
退学	—	
死亡	—	
国家試験不合格後に医師になることをあきらめる場合	—	



- ～ の事例については、様々なケース（例：複数年猶予しても体調回復が見込まれない等）が想定され、各都道府県において同意・不同意の判断が分かれる可能性が高いことから、全国で統一かつ実効的に運用するため、国に対して、法律等による制度設計や不同意離脱・同意離脱の定義や基準についてのガイドライン等の制定を要望していくこととしてはどうか。